

再雇用職員の労働条件等について

	再雇用嘱託職員	契約社員
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 1 年 (4/1～3/31) 更新 ・再雇用の上限は原則として 65 歳に達した日の属する年度の 3/31 まで ・再雇用の上限は延長することがあり、その場合の上限年齢は 70 歳 	
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30H 以上 40H 未満 ・原則、週 4 日 (×7.75H=31H) または週 5 日 (×6H=30H) ・ただし、理事長が必要と認める場合等に限って、週 5 日のフルタイム (×7.75H=38.75H) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30H 未満 ・事業の実施に当たって必要な労働時間を設定
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・定年前の役割等級は踏襲しない ・L1 または L2 等級相当で設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・定年前の役割等級は踏襲しない ・契約社員就業規則に基づき、L1 から L3 等級で設定
職務変更 形態変更	<ul style="list-style-type: none"> ・職務及び配属先の変更 (人事異動) について、年度途中及び更新時のいずれも必要に応じて有り ・更新時に必要に応じて再雇用嘱託職員から契約社員への転換有り (契約社員から再雇用嘱託職員への転換は原則無し) 	
給与等	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 2 のとおり ・その他、再雇用嘱託職員の労働条件の詳細については「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団再雇用嘱託職員の労働条件に関する要綱」のとおり ・その他、契約社員の労働条件の詳細については「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則」のとおり 	
IV種職員 及び 嘱託職員	<ul style="list-style-type: none"> ・役割等級について、IV種職員は L3 または L4 等級、嘱託職員は D1 から O3 等級で設定 ・いずれも期間を定めて再雇用し、IV種職員の再雇用の上限は 65 歳に達した日の属する年度の 3/31 まで ・労働条件について、IV種職員は就業規則 (第 2 章第 4 節を除く) を適用し、嘱託職員は個別の労働契約により定める 	